

国保のお知らせ

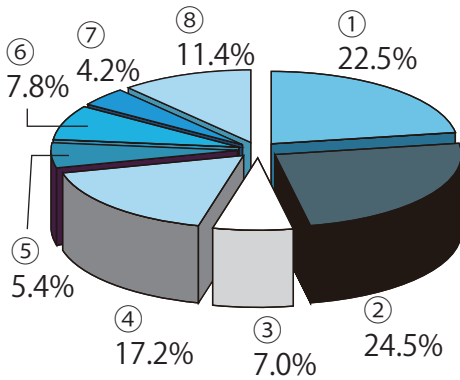
国民健康保険特別会計

平成26年度予算(本算定)決定

国民健康保険特別会計は、例年6月の議会に補正予算を提出しています。5月に前年度の決算見込額が明らかになるため、前年度の決算見込額を基に今年度の予算額を改めて

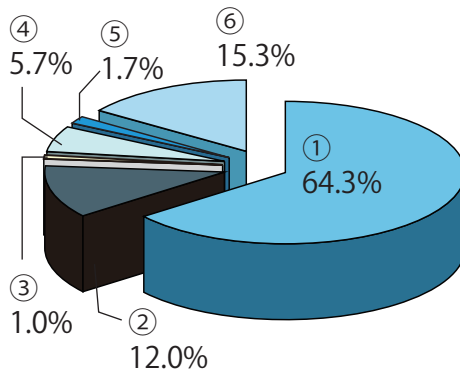
て算定します。その内訳は、左の円グラフのとおりです。平成25年度の歳入歳出差引額では約2億7,500万円の赤字が見込まれます。しかし、年々増え続ける医療費等や経済状況などを考慮すると決して余裕のある運営状況とはなっていません。

歳入



① 国民健康保険税	1,489,400 千円
② 国庫支出金 (国からの負担金、補助金)	1,618,053 千円
③ 療養給付費交付金 (退職被保険者分交付金)	463,283 千円
④ 前期高齢者交付金	1,139,402 千円
⑤ 県支出金 (県からの負担金、補助金)	359,811 千円
⑥ 繰入金 (一般会計、基金からの繰入金)	517,875 千円
⑦ 繰越金	275,496 千円
⑧ その他収入	756,487 千円
・ 共同事業交付金 (高額医療費共同収入分)	741,073 千円
・ 財産収入 (基金の利子)	282 千円
・ 諸収入	15,132 千円
歳入計	6,619,807 千円

歳出



① 保険給付費 (医療費等)	4,257,055 千円
② 後期高齢者支援金	793,708 千円
③ 保健事業費 (特定健診事業費等)	67,757 千円
④ 介護納付金	379,136 千円
⑤ 総務費 (人件費、事務費等)	110,348 千円
⑥ その他支出	1,011,803 千円
・ 老健拠出金 (老人保健受給者の医療費等拠出金)	34 千円
・ 前期高齢者納付金	609 千円
・ 共同事業拠出金 (高額医療費共同支出分)	775,478 千円
・ 基金積立金 (基金利子)	282 千円
・ 諸支出金 (療給交付金返還金等)	107,688 千円
・ 予備費	127,712 千円
歳出計	6,619,807 千円

国民健康保険税の税率が変わります

被保険者の皆さんには今年度見込まれる医療費等から、国、県支出金等を差引いた残りを国民健康保険税としてご負担いただくこととなります。今年度の税率改定に当たっては、国が推進する国民健康

保険財政運営等の都道府県広域化方針に従い、今年度から資産割を廃止し、所得割・均等割(一人当たり)・平等割(一世帯当たり)で賦課する方式に改定しました。また、前年度同様に応能割(所得割)と応益割均等割、平等割)の国民健康保険税賦課額に占める割合を50対50としました。

これらの改定により、平成26年度の税率は下表のとおりとなります。被保険者の皆さまのご負担をできるだけ緩和するため、前年度繰越金(約2億7,500万円)に加え、国民健康保険給付費支払準備基金の平成25年度末残高の全額(約1億1,200万円)を税負担軽減のために充当しました。

平成26年度 国民健康保険税税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	5.74%	3.39%	2.45%
均等割額 (一人当たり)	22,000円	10,400円	11,100円
平等割額 (世帯当たり)	17,500円	9,400円	6,400円
限度額	510,000円	160,000円	140,000円

国民健康保険高齢受給者証の更新

70歳～74歳の方で国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しています。

8月1日以降に医療機関を受診される場合には、新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証と一緒にご提示ください。

限度額適用認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証の更新日は毎年8月1日となっています。引き続き高額な医療費が見込まれる方で、まだ更新の手続きを済まされていない方は、限度額適用認定証、国民健康保険被保険者証、印鑑をお持ちのうえ、交付申請をしてください。

まだ限度額適用認定証をお持ちでない方で、今後高額な医療費が見込まれる方は、限度額適用認定証を提示することとで、入院、外来問わず医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられますので、限度額適用認定証の交付申請をしてください。

◎問い合わせ：

- ・ 加入および各種制度
- ・ 国保年金課 国保年金係 ☎(55)5106
- ・ 税額など
- ・ 税務課市民税係 ☎(55)5085
- ・ 納付方法など
- ・ 収納課収納徴収係 ☎(55)5088

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成26年度保険料額決定通知書を送付

平成26年6月20日までに後期高齢者医療制度の被保険者になられた方へ、保険料額決定通知書を7月下旬に送付しています。その後75歳になられた方や住所を異動された方には、8月以降随時、保険料額決定通知書を送付します。

保険料の算定方法

保険料は、均等割額(41,700円)と所得割額(8.19%)の合計額です。

保険料の軽減

所得の低い世帯の方…所得が一定の基準額以下の場合、所得に応じ、所得割額が5割、均等割額が2割、5割、8.5割、9割軽減されます。

被扶養者であった方…後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、均等割額が9割軽減されます。

保険料の納付方法

特別徴収…年金からの支払い(年金天引き)による納付方法です。

※口座振替による納付に変更できます。希望される方は、国保年金課または各支所で手続きをしてください。

普通徴収…指定金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)窓口での納付や口座振替による納付方法です。納付書が届いた方は、納期限までに忘れずに納付してください。

※便利な口座振替を希望される方は、金融機関窓口、国保年金課または各支所で手続きをしてください。

※すでに国税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、改めて申請が必要です。

「被保険者証」の更新

現在使用している「被保険者証」の有効期限は、平成26年7月31日です。新しい被保険者証は7月末日までに郵送しています。8月1日からは新しい被保険者証(ピンク色)をご使用ください。新しく届いた被保険者証の窓口で支払う一部負担金の割合(1割または3割)をご確認ください。収入が次の場合は、申請手続きをすることにより一部負担金の割合が「1割」になります。

被保険者が1人の世帯の場合…被保険者の収入額が383万円未満、または被保険者の方および同一世帯の70歳～74歳の方の合計収入額が520万円未満

被保険者が2人以上いる世帯の場合…被保険者の合計収入額が520万円未満

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

入院や外来などで支払う自己負担限度額や入院時の食事代が減額される「限度額認定証」の有効期限も平成26年7月31日までとなっています。限度額認定証をお持ちの方で、8月以降も該当する方には、新しい限度額認定証を郵送しますので申請手続きは不要です。

「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の返却

有効期限を過ぎた被保険者証および限度額認定証は、国保年金課または各支所に返却してください。

還付金詐欺にご注意ください

後期高齢者医療保険料、医療費の還付金詐欺事件が多数発生しています。不審な電話や訪問者が来た場合、口座番号等は絶対に教えず、すぐに警察署に通報してください。

◎問い合わせ…国保年金課医療給付係 ☎(55)5107